

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則

所管課（室）名
建 築 課

◎ 告 示

- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・道路の区域変更（2件）

建 設 企 画 課
道 路 維 持 課

◎ 公 告

- ・令和2年度情報公開制度の運用状況
- ・令和2年度個人情報保護制度の運用状況
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）
- ・土地改良区の役員の就退任（2件）
- ・土地改良区の定款変更の認可
- ・換地計画の決定
- ・一般競争入札の実施

県 民 セ ン タ ー
〃
漁 業 振 興 課
農 村 整 備 課
〃
〃
建 設 企 画 課

◎ 選挙管理委員会告示

○長崎県選挙関係事務執行規程の一部改正

選挙管理委員会書記室

◎ 有明海自動車航送船組合公告

- ・有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表

有明海自動車航送船組合

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第69号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和46年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（意見の聴取の公告） 第9条 法第9条第5項、法第46条第2項及び法第48条第17項に規定する意見の聴取の公告は、当該建築物の敷地等の適当な場所に掲示してこれを行うものとする。 2 略 （確認申請書に添付する図書）	（意見の聴取の公告） 第9条 法第9条第5項、法第46条第2項及び法第48条第16項に規定する意見の聴取の公告は、当該建築物の敷地等の適当な場所に掲示してこれを行うものとする。 2 略 （確認申請書に添付する図書）

第15条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書には、省令第1条の3、省令第2条の2及び省令第3条に規定する図書のほか、次に定める図書を添えなければならない。

(1)～(12) 略

（許可申請書に添付する図書）

第16条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までのただし書（法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第5項若しくは第6項、法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定により知事の許可を受けようとする者は、許可申請書（省令別記第43号様式、省令別記第44号様式）、省令第1条の3第1項の表1の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書又は省令第3条第2項の表に規定する図書（法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により知事の許可を受けようとする場合は、許可申請書（省令別記第61条の2様式）、省令第10条の16に規定する図書又は書面及び第26条各号に定める図書）に、それぞれ、理由書及び申請地をのぞむ2方向以上の写真のほか次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項各号、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第5項若しくは第6項、法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の場合

ア及びイ 略

ウ 道路、敷地及び建築物相互間の高さの関係を示した

第15条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2第1項又は法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書には、省令第1条の3、省令第2条の2及び省令第3条に規定する図書のほか、次に定める図書を添えなければならない。

(1)～(12) 略

（許可申請書に添付する図書）

第16条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までのただし書（法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項若しくは第5項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条の3第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第5項若しくは第6項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により知事の許可を受けようとする者は、許可申請書（省令別記第43号様式、省令別記第44号様式）、省令第1条の3第1項の表1の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書又は省令第3条第2項の表に規定する図書（法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により知事の許可を受けようとする場合は、許可申請書（省令別記第61条の2様式）、省令第10条の16に規定する図書又は書面及び第26条各号に定める図書）に、それぞれ、理由書及び申請地をのぞむ2方向以上の写真のほか次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項若しくは第5項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項各号、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条の3第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第5項若しくは第6項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の場合

ア及びイ 略

ウ 道路、敷地及び建築物相互間の高さの関係を示した

図面（法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法85条第3項、第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の場合を除く。） エ 略 (8) 略 2 略 第30条 削除 （中間検査） 第31条 略 2 法第7条の3第2項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申請をする場合は、省令第4条の8に規定する図書のほか、建築主事が必要と認める図書を添付しなければならない。	図面（法第53条第4項若しくは第5項第3号又は法85条第3項、第5項若しくは第6項の場合を除く。） エ 略 (8) 略 2 略 （磁気ディスク等による手続ができる区域） 第30条 省令第11条の3の規定による特定行政庁が指定した区域とは、県内全域（長崎市及び佐世保市の全域並びに島原市、大村市、平戸市、松浦市及び五島市のうち法第6条第1項第4号に係るものを除く。）とする。 （中間検査） 第31条 略 2 法第7条の3第2項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申請をする場合は、省令第4条の8に規定する図書のほか、建築主事が必要と認める図書を添付しなければならない。
---	---

様式第1号中「印」を削り、同様式（注）中3を削り、4を3とし、5を削る。

様式第2号中 「願出人 住 所 氏 名 印 を 氏 名 に、
電話番号（ ） — 」 電話番号（ ） — 」

「下記事項について、
「下記事項について、
「
建築基準法第 条 第 項の規定による 証を交付済である
" 第15条第1項の規定による「工事届」が受理されている
建築基準法第 条 第 項の規定による 証を交付済である
" 第15条第1項の規定による 届が受理されている
」に、
」

☐ 工事届受理年月日
(法第15条第1項)

年 月 日

を、

☐ 工事・除去届受理年月日
(法第15条第1項)

年 月 日

に改め、同様式（注）中1を削り、（注）

2を（注）とする。

様式第2号の2及び様式第2号の3中 「願出人 住 所 氏 名 印 を 電話番号（ ） — 」
「願出人 住 所 氏 名 に改め、同様式（注）を 電話番号（ ） — 」
削る。

様式第3号中「印」を削り、同様式（注）を削る。

様式第7号の3中○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者便所・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）の表特殊な構造又は使用形態のエレベーター損の他の昇降機（第六号）の項中「(1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか」を「(1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの）であるか」に改める。

様式第7号の4中「印」を削る。

様式第8号中「印」を削り、同様式（注）中1を削り、（注）2を（注）とする。

様式第8号の2、様式第9号、様式第9号の2（2－1）、様式第9号の3及び第9号の4中「印」を削り、同様式（注）を削る。

様式第10号、様式第13号及び様式第14号中「印」を削り、同様式（注）中1を削り、（注）2を（注）とする。

様式第15号中「㊤」を削り、同様式（注意）中3を削る。

様式第16号中「印」を削り、同様式（注）中2を削り、（注）1を（注）とする。

様式第17号中「㊤」を削り、同様式（注）中5を削る。

様式第19号中「㊤」を削り、同様式（注）中6を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第412号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

長崎県積算システム再開発業務委託

（委託業務番号 3 債建企委第12号）

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(7) この告示の日及び開札日以前6月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者

(8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者

(10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者

(11) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者

(12) 次に掲げる要件を満たしていない者

ア 国又は地方公共団体を発注者とする土木積算システム※1の開発業務について、元請けとして業務を完了（開発と運用管理が一体である業務については、発注者によるシステムの検収をもって業務の完了とみなす。）させた実績があること。

※1 土木積算システム

公共事業における予定価格の算定に用いるための積算システムをいう。

イ 平成28年度以降に、最終契約金額100万円以上のシステム開発業務※2又はシステム改修業務※3について、元請けとして業務を完了させた実績があること。

ウ システム開発業務※2において、業務全体を統括して業務を完了させた実績がある者をプロジェクト管

理者として本業務に配置できること。なお、プロジェクト管理者は本業務の履行期間中に直接的な雇用関係がなければならない。

※2 システム開発業務

※1に限らず、すべてのシステム開発業務をいう。なお、この場合の発注元は問わない。

※3 システム改修業務

※1に限らず、すべてのシステム改修業務をいう。なお、この場合の発注元は問わない。

3 入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(12)までのいずれかに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (3) 審査事項は、2の要件とする。

4 資格審査申請の時期

この告示の日から、令和3年7月1日（木）までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、来所する場合は正午から午後1時までを除くものとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、下記のホームページからダウンロードし入手することもできる。ただし、郵送による交付は行わない。

（長崎県建設企画課ホームページアドレス）<https://www.pref.nagasaki.jp/section/kensetsu-ki/>

(2) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。なお、提出書類は原本とし、競争入札参加資格審査申請日から3月以内に発行されたものとする。

ア 誓約書（第2号様式）

イ 法人にあっては、次の(ア)

(ア) 登記簿謄本

ウ 個人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票

(イ) 法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（第3号様式）

キ 口座振替申込書（第4号様式）

ク 営業概要書（第5号様式）

ケ 企業の業務実績（第6号様式）

2の(12)のア及びイに掲げる業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）及び業務内容が2の(12)のア及びイに掲げる実績を満たすことがわかる書類（仕様書等）を添付すること。

コ プロジェクト管理者の業務実績（第7号様式）

2の(12)のウに掲げるプロジェクト管理者の業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）、業務内容が2の(12)のウに掲げる実績を満たすことが分かる書類（仕様書等）及びプロジェクト管理者の役割が分かる書類（従事職名、業務体制における位置付け、役割が分かるプロジェクト管理者の通知書、業務計画書等）を添付すること。

(3) 申請書の交付及び提出場所

長崎県 土木部 建設企画課 技術基準班

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3025（直通）

FAX 095-894-3461

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の規定により定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、業務実績を証する書類を提出した者は、長崎県に対し、業務実績を証する書類に記載のある相手方への事実確認のための照会を行うことを承諾したものとみなす。

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（第8号様式）により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

この告示に基づき取得した競争入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

8 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(6)、(7)又は(11)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者は、長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

(1) 苦情申立期限

ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限

資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

イ 上記回答期限

苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間

回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

(2) 問合せ先及び提出先

5(3)の部局とする。

10 その他

(1) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）は、長崎県ホームページに掲載する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/497050.html#youkou>

(2) 不明な点に関する問合せ先

5(3)の部局とする。

(第1号様式)

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

(申込者) 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

令和3年5月28日に告示された下記業務の委託に係る入札の参加資格について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

また、県のホームページ等に入札結果及び事業者名を掲載することに同意します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名 長崎県積算システム再開発業務委託

2 提出書類（提出する書類に○を付けてください。）

- ☐ 誓約書（第2号様式）
- ☐ 印鑑届（第3号様式）
- ☐ 口座振替申込書（第4号様式）
- ☐ 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票（個人の場合）
- ☐ 法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書（個人の場合）
- ☐ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ☐ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ☐ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ☐ 営業概要書（第5号様式）
- ☐ 企業の業務実績（第6号様式）
- ☐ プロジェクト管理者の業務実績（第7号様式）

3 連絡担当者名等

担当者名
所属部署
電話番号

備考 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(第2号様式)

誓 約 書

令和 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

私は、長崎県が実施する長崎県積算システム再開発業務委託に係る一般競争入札の参加資格申請にあたり、告示2競争入札に参加することができない者(1)～(12)のいずれにも該当していないことを誓約します。

また、入札参加資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたり、関係法令等を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約します。

なお、万一不正の行為があった場合において、資格取消し等の処分を受けても異議はありません。

(第3号様式)

印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

令和 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

(第4号様式)

書込申替座口

長崎県知事 中村 法道 様

令和 年 月 日

長崎県より支払われる委託料等の一切の代金は、すべて次の口座への振込により受領したいので申し込みます。

所在地

商号又は名称

代表者名

〔預金口座〕 郵便局以外の金融機関を記入して下さい。

銀行						支店 出張所	預金 種別		預金種別 1：普通 2：当座 3：別段
口座番号(右詰で記入)						口座 名義人 (漢字)			

〔付記〕 該当口座がある金融機関が記入する欄

[illegible]

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

所在地

金融機関名



(第5号様式)

営 業 概 要 書

(1) 前2ヵ年の損益状況

	売 上 高 (A)	売 上 総 損 益 (売上高－売上原価)	当 期 利 益
直 前 事 業 年 度 (令 和 元 年 度)	千円	千円	千円
基 準 年 度 (令 和 2 年 度)			

(注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。

2 基準年度欄は、基準年度の実績を記入すること。

(2) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自 己 資 本 額	区 分	資 本 金	資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	任 意・別 途 積 立 金	当 期 未 処 分 利 益	計
	直前の事業年度 (令 和 元 年 度)						
	基 準 年 度 (令 和 2 年 度)						

(3) 財務比率

利 益 率	$\frac{\text{当 期 利 益}}{\text{\%}} \times 100 =$
固 定 長 期 適 合 率	$\frac{\text{固 定 資 産 計}}{\text{\%}} \times 100 =$
流 動 比 率	$\frac{\text{流 動 資 産 計}}{\text{\%}} \times 100 =$

(注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

企業の業務実績

2 の(12)のアに掲げる業務実績

発注者名	業務名等	業務概要	契約期間	契約金額 (税込み)

2 の(12)のイに掲げる業務実績

発注者名	業務名等	業務概要	契約期間	契約金額 (税込み)

※当該告示の 2 の(12)のア、イに掲げる業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）、業務内容が 2 の(12)のア、イに掲げる実績を満たすことがわかる書類（仕様書等）を添付すること。

(第 7 号様式)

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

プロジェクト管理者の業務実績

氏名	発注者名	業務名等	業務概要	従事期間	従事職名	契約金額 (税込み)

※当該告示の 2 の(12)のウに掲げるプロジェクト管理者の実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）、業務内容が 2 の(12)のウに掲げる実績を満たすことがわかる書類（仕様書等）及びプロジェクト管理者の役割がわかる書類（従事職名、業務体制における位置付け、役割がわかるプロジェクト管理者の通知書、業務計画書等）を添付すること。

(第8号様式)

資 格 審 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者 名

長崎県知事 中村 法道 印

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社（所、店）の参加

資格を審査した結果、
資 格 が あ る
資 格 が な い
ものと決定しました。

記

- 1 資格開始年月日 令和 年 月 日
- 2 業 務 名 長崎県積算システム再開発業務委託
- 3 有 効 期 間 上記業務委託に係る競争入札についてのみ有効

長崎県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 千綿溪線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡東彼杵町八反田郷字鶴坂1485番1地先から 東彼杵郡東彼杵町八反田郷字下川内1570番1地先まで	前	5.6～27.6	244.9	
	後	5.6～44.5	245.6	

長崎県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 佐世保鹿町線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小佐々町岳ノ木場378番1地先から 佐世保市小佐々町岳ノ木場400番1地先まで	前	7.8～12.5	155.4	
	後	18.0～35.3	154.1	

公 告

令和2年度情報公開制度の運用状況（公告）

長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第34条第2項の規定により、令和2年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

1 公文書の開示の請求の状況

請求件数 1,059件

2 請求に対する処理状況

- | | |
|----------|------|
| (1) 開示 | 506件 |
| (2) 部分開示 | 392件 |
| (3) 不開示 | 110件 |
| (4) 取下げ | 49件 |
| (5) 検討中 | 2件 |

計	1,059件
3 公文書の写しの交付	
(1) 用紙	51,276枚
(2) CD-R等	112枚
4 審査請求の件数及び処理状況	
(1) 請求件数	
ア 今年度	7件
イ 前年度からの繰越	7件
計	14件
(2) 処理状況	
ア 認容	0件
イ 棄却	3件
ウ 変更	3件
エ 却下	1件
オ 取下げ	0件
カ 審理中	7件
(うち 審査会諮問中)	4件)
計	14件
5 情報提供の状況	
(1) 行政資料の閲覧	917人
(2) 行政資料の写しの交付	
ア 用紙	11,350枚
イ CD-R等	218枚
(3) 相談	282件

令和2年度個人情報保護制度の運用状況（公告）

長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第61条の規定により、令和2年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

1 個人情報取扱事務の登録件数	1,088件
2 個人情報の開示の請求件数及び決定状況	
(1) 請求件数	
ア 文書による開示の請求件数	222件
イ 口頭による開示の請求件数（全て開示）	3,682件
計	3,904件
(2) 文書による開示の請求に対する決定状況	
ア 開示	21件
イ 部分開示	172件
ウ 不開示	11件
エ 不開示（公文書不存在）	15件
オ 不開示（存否応答拒否）	3件
カ 取下げ	0件
キ 検討中	0件
計	222件
3 個人情報の訂正の請求件数及び決定状況	
(1) 請求件数	5件
(2) 決定状況	
ア 訂正	2件
イ 部分訂正	0件

ウ	不訂正	3件
エ	存否応答拒否	0件
オ	取下げ	0件
	計	5件
4	個人情報の利用停止の請求件数及び決定状況	
(1)	請求件数	2件
(2)	決定状況	
ア	利用停止	0件
イ	不利用停止	1件
ウ	存否応答拒否	0件
エ	取下げ	1件
	計	2件
5	審査請求の件数及び処理状況	
(1)	請求件数	
ア	今年度	2件
イ	前年度からの繰越	5件
	計	7件
(2)	処理状況	
ア	認容	1件
イ	棄却	3件
ウ	変更	0件
エ	取下げ	1件
オ	却下	0件
カ	審理中	2件
	計	7件

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県長崎市深堀町6丁目208番地2

小川 満行

長崎県長崎市深堀町6丁目349番地

田中 和行

(2) 加入区

長崎市深堀加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

長崎市みなと漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県長崎市毛井首町1番地158

長崎市みなと漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県長崎市福田本町1872番地
原 孝彦
長崎県長崎市福田本町86番地
谷村 猛彦
- (2) 加入区
長崎市福田加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
長崎市福田漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県長崎市福田本町無番地
長崎市福田漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鯛の鼻土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 山 矢 市	平戸市獅子町1050	辻 二 七	平戸市獅子町555
田 淵 弘	平戸市獅子町1320	松 山 矢 市	平戸市獅子町1050
田 中 金太郎	平戸市深川町285－1	田 口 一	平戸市深川町346－1
松 永 一 久	平戸市深川町296	松 永 一 久	平戸市深川町296
塚 本 孝 博	佐世保市上相浦町5－14	塚 本 孝 博	佐世保市上相浦町5－14
鴨 川 勝	平戸市大石脇町618	鴨 川 勝	平戸市大石脇町618
前 川 昇 一	平戸市朶の原町117	前 川 昇 一	平戸市朶の原町117
松 尾 国 夫	平戸市迎紐差町150	松 尾 国 夫	平戸市迎紐差町150

塚 本 勇	平戸市朶の原町342-3	塚 本 勇	平戸市朶の原町342-3
前 頭 治 夫	平戸市獅子町968-1	前 頭 治 夫	平戸市獅子町968-1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
立 木 英 彦	平戸市朶の原町35	立 木 英 彦	平戸市朶の原町35
山 浦 豊 孝	平戸市深川町815-イ	山 浦 豊 孝	平戸市深川町815-イ
松 口 修 治	平戸市獅子町580	松 口 修 治	平戸市獅子町580

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、釘山土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
永 池 充 宏	南島原市北有馬町乙3223番地	永 池 充 宏	南島原市北有馬町乙3223番地
永 友 誠	南島原市北有馬町乙3086番地	永 友 誠	南島原市北有馬町乙3086番地
永 池 和 美	南島原市北有馬町乙3198番地	永 池 和 美	南島原市北有馬町乙3198番地
片 岡 一 也	南島原市北有馬町乙2304番地	片 岡 一 也	南島原市北有馬町乙2304番地
高 木 長 保	南島原市北有馬町乙1756番地 4	高 木 長 保	南島原市北有馬町乙1756番地 4
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
高 木 和 則	南島原市北有馬町乙1773番地87	高 木 和 則	南島原市北有馬町乙1773番地87
本 多 宣 寛	南島原市北有馬町乙2892番地 2	本 多 宣 寛	南島原市北有馬町乙2892番地 2

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月

29日総会議決)を認可した。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 針陽土地改良区
認可年月日 令和3年5月18日

換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業諏訪地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
諏訪地区換地計画書
- 2 縦覧期間
令和3年5月28日から令和3年6月25日まで
- 3 縦覧場所
南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）

一般競争入札の実施（公告）

長崎県積算システム再開発業務委託について総合評価一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和3年5月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務番号 3 債建企委第12号
 - (2) 委託業務名 長崎県積算システム再開発業務委託
 - (3) 履行場所 長崎県土木部建設企画課及び発注者が指定する場所
 - (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
 - (5) 業務概要 長崎県土木部で使用する公共事業の予定価格の算定時に用いる積算システムの再開発業務
 - (6) 業務の仕様等 入札説明書による。
 - (7) 最低制限価格 なし
- 2 入札参加資格
競争入札の参加者の資格等（告示）（令和3年5月28日付長崎県告示第 号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。
- 3 入札参加条件
 - (1) 当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることなく、確実に履行できると見込まれる者であること。
 - (2) 5の交付方法により入札説明書の交付を受けた者であること。
- 4 入札の方法等
 - (1) この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書関係資料及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格と

するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- (4) 入札執行回数は3回を限度とする。

- (5) 1回目の入札において、代理人による入札は認めない。

- (6) 2回目以降の入札において、入札者が代理人である場合は、委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

- (7) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等

名 称 長崎県土木部建設企画課 技術基準班

住 所 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

電 話 095-894-3025

F A X 095-894-3461

- (8) 技術提案書関係資料の提出期限及び場所等

期 限 令和3年7月16日（金） 17時00分まで

場 所 (7)の部局

その他

ア 直接持参又は郵送すること。（郵送による場合は書留郵便により、上記提出期限内必着のこと。）

イ 技術提案書関係資料は、電子メール又はFAXによる提出は認めない。

ウ 理由のいかんによらず、技術提案書関係資料が提出期限内に提出場所に届かなかった場合は、入札に参加することはできないものとする。

エ 入札者は、その提出した技術提案書関係資料の引換え、変更又は取消し、返却することができないものとする。

- (9) 提案者によるプレゼンテーションの実施

期 日 令和3年7月21日（水） 9時30分から

場 所 長崎県庁 行政棟5階 501会議室

上記期日を予定しているが、令和3年7月6日以降、あらためて提案者に対し、時間と場所を連絡する。

- (10) 技術提案の審査結果通知

通知日 令和3年7月27日（火）

上記通知日に技術提案審査結果通知書により通知（郵送）する。

- (11) 技術提案の審査結果に対する苦情申立

技術提案審査結果通知書で失格、又は技術提案が良とされなかった者は、長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対してその理由について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「競争参加資格がないと認められた者」を「技術提案審査結果通知書で失格、又は技術提案が良とされなかった者」と、「競争参加資格がないと認めた理由」を「技術提案審査結果通知書で失格、又は技術提案が良とされなかった理由」と、「競争参加資格確認通知書」を「技術提案審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

ア 苦情申立期限

技術提案審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

イ 上記回答期限

令和3年8月12日（木）まで

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間

回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

- (12) 技術提案審査結果通知書に対する苦情申立の問合せ先及び提出先

(7)の部局

- (13) 入札書の提出期限及び場所等

期 限 令和3年8月17日（火） 17時00分必着

場 所 (7)の部局

その他

ア 直接持参又は郵送すること（郵送による場合は書留郵便により、上記提出期限内必着のこと。）。

イ 入札書の提出開始については、技術提案審査結果通知書の通知があった日から可とする。

ウ 入札書は、電子メール又はFAXによる提出は認めない。

(14) 開札の期日及び場所

期 日 令和3年8月18日（水） 9時30分開始

場 所 長崎県庁 行政棟6階 入札室

開札当日が悪天候（大雨等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に(7)の部局へ連絡すること。

5 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書

ア 交付期間 この公告の日から令和3年7月1日（木） 17時00分まで

イ 交付場所 4の(7)の部局とする。ただし、郵送による交付は行わない。

(2) 入札説明書等に対する質問

ア 提出期間 この公告の日から令和3年7月9日（金） 17時00分まで（必着）

イ 提出先 4の(7)の部局

ウ その他 入札説明書等に対する質問は、書面によるものとし、直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で行うこととするが、時間的に不可能でやむを得ない場合は電送（電子メール又はFAX）も可とする。

ただし、電送後直ちに原本を郵送すること。なお、質問者は郵送又は電送（電子メール又はFAX）を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

長崎県建設企画課技術基準班メールアドレス：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

FAX：095-894-3461

(3) 質問へ対する回答

ア 回答期限 令和3年7月14日（水） 17時00分まで

イ 回答方法

㊦ 全参加者に関する事項は、長崎県建設企画課ホームページへ掲載する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/kensetsu-ki/>

㊧ 個別事項は、当該者にFAXにて回答する。

(4) その他

ア 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、持参する場合は正午から午後1時までを除くものとする。

イ 入札説明会を行わない。

ウ 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問の提出期間後の質問は受け付けない。

6 契約事項を示す場所

4の(7)の部局とする。

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

- ㊦ 3,000万円以上
- ㊧ 3,000万円未満1,000万円以上
- ㊨ 1,000万円未満（ただし、この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、100万円を超える金額の契約締結の証明を必要とする。）

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、契約金額を次の3段階に区分し判断すること。

- ㊦ 3,000万円以上
- ㊧ 3,000万円未満1,000万円以上
- ㊨ 1,000万円未満（ただし、この場合、契約金額にかかわらず、100万円を超える金額の履行証明を必要とする。）

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 競争入札参加資格を有する者のうち、落札決定の日までの間において、告示の2に掲げる要件のいずれかに該当することになった者が入札したとき。
- (7) 交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札参加希望者に提供、貸貸又は閲覧に供した者（第三者を介して行った者を含む。）が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

10 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術評価点及び入札金額に基づく価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い入札者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2人以上あるときは、技術評価点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術評価点の最も高い入札者が2人以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 技術審査委員会において、提案者は、事前に配布した設計書を題材とした、開発を想定している積算システムの基本操作説明と、技術提案書の内容について、自ら説明（プレゼンテーション）を行うこととする。

なお、提案者が自ら説明（プレゼンテーション）を行わなかった場合、又は、開発を想定している積算システムの基本操作説明において、提案者が積算システムの内容や趣旨を理解していないと判断された場合は、失格とする。

11 落札者決定基準

落札者決定基準については、別に定める。

12 契約の不締結等

落札者が、落札決定の日から契約締結の日の前日までの間において、競争入札の参加者の資格等（告示）（令和3年5月28日付長崎県告示第412号）の2に掲げる要件のいずれかに該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

13 履行

(1) 評価内容の担保

ア 受注者は、採用された技術提案について、技術提案審査結果通知書を契約書に添付することとし、その内容を履行する義務を負うものとする。

イ 発注者は、業務の監督及び検査に当って、採用した技術提案の履行状況を確認するものとする。

ウ 不可抗力等受注者の責によらないで採用された技術提案を履行できなくなった場合は、請負代金額の変更等その後の対応について、発注者と受注者と協議して決めるものとする。

(2) その他

ア 技術提案で採用された内容については、受注者がプロジェクト計画書に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行わない。

イ 発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び長崎県財務規則の定めるところによる。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

(6) 不明な点に関する問合せ先

4の(7)の部局等

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Nature:

Nagasaki Prefecture Integrated System Redevelopment Business Consignment.

Quantity:

One contract

(2) Fulfillment period:

March 31, 2026

(3) Fulfillment place :

To be designated by the Public Works Department of Nagasaki Prefectural Government's Construction Planning Division and Location specified by the orderer.

(4) Time-limit for tender :

5:00p.m. August 17, 2021

(5) Date and time for the opening of tender :

9:30a.m. August 18, 2021

(6) Point of Contact :

Construction Planning Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL 095-894-3025

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第19号

長崎県選挙関係事務執行規程（平成12年長崎県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月28日

長崎県選挙管理委員会

委員長 葺本 昭晴

第21号様式（その1）中「印」を削り、同様式の5の次に次のように加える。

6 発行責任者及び発行担当者

発 行 責 任 者		連 絡 先	
発 行 担 当 者		連 絡 先	

第21号様式（その1）備考3の次に次のように加える。

- 4 「6 発行責任者及び発行担当者」の発行責任者は、この請求書の発行に関する責任者（代表取締役、支店長、営業所長等）を記載し、発行担当者は、事務の担当者を記載してください。発行責任者と発行担当者は、同一人物とすることも可能です。

第21号様式（その2）中「印」を削り、同様式の5の次に次のように加える。

6 発行責任者及び発行担当者

発 行 責 任 者		連 絡 先	
発 行 担 当 者		連 絡 先	

第21号様式（その2）備考3の次に次のように加える。

- 4 「6 発行責任者及び発行担当者」の発行責任者は、この請求書の発行に関する責任者（代表取締役、支店長、営業所長等）を記載し、発行担当者は、事務の担当者を記載してください。発行責任者と発行担当者は、同一人物とすることも可能です。

第21号様式（その3）中「印」を削り、同様式の5の次に次のように加える。

6 発行責任者及び発行担当者

発 行 責 任 者		連 絡 先	
発 行 担 当 者		連 絡 先	

第21号様式（その3）備考2の次に次のように加える。

- 3 「6 発行責任者及び発行担当者」の発行責任者は、この請求書の発行に関する責任者（代表取締役、支店長、営業所長等）を記載し、発行担当者は、事務の担当者を記載してください。発行責任者と発行担当者は、同一人物とすることも可能です。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

有明海自動車航送船組合公告

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和3年5月28日

有明海自動車航送船組合
管 理 者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船事業の令和2年度下半期（令和2年10月1日から令和3年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数135,151台、車両収入338,424,640円、同乗旅客数91,050人、同乗旅客収入36,479,560円、一般旅客数27,265人、一般旅客収入11,760,110円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数40,222台（22.9%）の減、車両収入74,773,280円（18.0%）の減、同乗旅客数83,441人（47.8%）の減、同乗旅客収入31,233,170円（46.1%）の減、一般旅客数8,570人（23.9%）の減、一般旅客収入3,541,490円（23.1%）の減となる。

(2) 職員数（令和3年3月31日現在）

一般職員 10人

船舶職員 11人

合 計 21人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 条例

- 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

(4) 議会議決事項

- 令和2年10月13日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 令和元年度有明海自動車航送船事業会計決算の認定について

- 令和3年3月25日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 令和3年度有明海自動車航送船事業会計予算

第2号 管理者の専決処分の報告並びに承認について

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

(6) 令和3年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表1

令和2年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書

(令和2年10月1日から令和3年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
		352,633,192		
(1)	運航収入	(643,577,372)		
		4,968,827	357,602,019	
(2)	運航雑入	(8,417,799)	(651,995,171)	
2	営業費用			
		2,830,967		
(1)	一般管理費	(5,052,821)		
		353,445,698		
(2)	運航経費	(641,066,215)		
		172,202,267	528,478,932	
(3)	運航管理費	(286,145,137)	(932,264,173)	
	営業損失			170,876,913
				(280,269,002)
3	営業外収益			
		143,054		
(1)	受取利息及び配当金	(143,054)		
		50,281,319		
(2)	他会計補助金	(80,281,319)		
		56,025,402		
(3)	長期前受金戻入	(111,411,105)		
		2,682,793	109,132,568	
(4)	雑収入	(4,487,384)	(196,322,862)	
4	営業外費用			
		0		
(1)	支払利息	(0)		
		0		
(2)	雑損失	(0)		
		7,316,134	7,316,134	101,816,434
(3)	雑支出	(7,316,134)	(7,316,134)	(189,006,728)
	経常損失			69,060,479
				(91,262,274)
				3,099,597
5	特別利益			(3,099,597)
				0
6	特別損失			(0)
				65,960,882
	当年度純損失			(88,162,677)
				107,163,855
	前年度繰越利益剰余金			(107,163,855)
				41,202,973
	当年度未処分利益剰余金			(19,001,178)

() は決算見込み

別表2

令和2年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（令和3年3月31日）

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,239,194,317		
減価償却累計額	<u>2,046,092,600</u>	1,193,101,717	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	760,591,008		
減価償却累計額	<u>376,502,203</u>	384,088,805	
ニ 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>209,867,766</u>	25,310,604	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	37,789,560		
減価償却累計額	<u>28,780,263</u>	9,009,297	
有形固定資産合計			1,623,738,241
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投資合計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			1,654,515,814
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,889,025,053	
(2) 未 収 金		18,777,355	
(3) 前 払 金		0	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>1,908,802,408</u>
資 産 合 計			<u>3,563,318,222</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 長 期 借 入 金	81,824,000	
(2) 引 当 金		
イ 退職給付引当金	197,253,714	
ロ 修繕準備引当金	5,228,853	
固定負債合計		284,306,567

4 流 動 負 債

(1) 長 期 借 入 金	27,272,000	
(2) 未 払 金	66,643,187	
(3) 預 り 金	924,143	
(4) 引 当 金		
イ 賞与引当金	15,686,976	
(5) その他流動負債	1,000,000	
流動負債合計		111,526,306

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金	1,744,842,577	
(2) 収益化累計額	<u>831,308,406</u>	913,534,171
繰延収益合計		<u>913,534,171</u>
負 債 合 計		1,309,367,044

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自己資本金	1,855,650,000	
資本金合計		1,855,650,000

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工 事 負 担 金	800,000	
資本剰余金合計		10,300,000
(2) 利益剰余金		
イ 減 債 積 立 金	0	
ロ 利 益 積 立 金	100,000,000	
ハ 建設改良積立金	269,000,000	
ニ 当年度未処分利益剰余	<u>19,001,178</u>	
利益剰余金合計		<u>388,001,178</u>
剰 余 金 合 計		<u>398,301,178</u>
資 本 合 計		<u>2,253,951,178</u>
負 債 資 本 合 計		<u>3,563,318,222</u>

別表3

令和3年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第1条 令和3年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 航 海 数	12,800 回
(2) 年 間 輸 送 台 数	335,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	300,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	65,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益	1,092,702 千円	
第1項 営業収益	978,345 千円	
第2項 営業外収益	114,357 千円	
	支	出
第1款 事業費	1,089,325 千円	
第1項 営業費用	1,064,451 千円	
第2項 営業外費用	24,874 千円	
第3項 予 備 費	0 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額46,272千円は、過年度分損益勘定留保資金46,272千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	0 千円	
	支	出
第1款 資本的支出	46,272 千円	
第1項 建設改良費	17,000 千円	
第2項 長期借入金償還金	27,272 千円	
第3項 予 備 費	2,000 千円	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	202,149 千円
(2) 交際費	400 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表(八二四)
二一一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田宏リン
弥ト